

令和 6 年度

地域整備方向検討調査

隈戸川二期地域概略整備構想策定業務

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1－1 条

令和 6 年度 地域整備方向検討調査 限戸川二期地域概略整備構想策定業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1－2 条

本業務は、過年度実施した施設整備構想等を踏まえ、限戸川二期地域の用水計画調査、営農計画調査及び施設状況調査などを行い、更新計画の基礎資料とするものである。

(場 所)

第 1－3 条

この業務において対象とする実施場所は、福島県須賀川市ほか 1 市 2 町 3 村地内で別添業務位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第 1－4 条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第 1－5 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の実施順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－6 条

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1-7条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木
		農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- 1) 作業着手前段階
- 2) 用水システムの概略検討段階
- 3) 事業構想の検討段階
- 4) 関連事業の検討・整理段階
- 5) 報告書原稿作成段階
- 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に準じて実施するものとする。

なお、照査項目については、監督職員の承諾を得るものとする。

また、本業務による照査は、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書

に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	(社) 農業土木事業協会	平成27年5月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	(社) 農業土木事業協会	平成28年8月
3	土地改良計画設計基準・設計 「パイプライン」基準書 技術書	農林水産省農村振興局	令和3年3月
4	国営土地改良事業調査計画 マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成5年3月
5	国営土地改良事業調査計画 マニュアル(案) 水田かんがい(改訂)	農業農村整備事業計画研究会	平成29年3月
6	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業研究会	平成15年8月

(前歴事業の地区概要)

第2-2条

対象地区の前歴事業として実施された「国営限戸川農業水利事業」の概要は次のとおりである。

- (1) 関係市町村：福島県白河市、須賀川市、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村及び西白河郡矢吹町
- (2) 受益面積：3,214.7ha(水田) [H28.3月時点]
- (3) 計画基準年：昭和59年
- (4) 関係河川：一級河川阿武隈川水系限戸川及び一級河川阿賀野川水系鶴沼川
- (5) 前歴事業：国営かんがい排水事業限戸川地区

事業工期：平成4年度～平成24年度

総事業費：32,472百万円(H25.4月時点)

主要工事：羽鳥ダム 1カ所(有効貯水量25,950千m³)

(羽鳥ダム取水設備改修整備)

(管理施設整備)

日和田頭首工 1カ所

(フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=34.9m)

(洪水吐ゲートH1.7×B26.8、ゴム引布製起伏堰)

(土砂吐ゲートH2.2×B 3.0×1 門)

(取水ゲート H1.2×B 4.3×3 門)

限戸揚水機場 1カ所

(フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=23.0m)

(渦巻型φ400×2台、電動機200kw×2台)

(洪水吐ゲート H0.9 ×B 18.0 ゴム堰袋体)

(土砂吐ゲート H1.79×B 3.0×1門)
(取水ゲート H1.10×B 3.0×1門)
用水路 L=17.8km (パイプライン)
中央管理所 1カ所

(対象施設)

第2-3条

(1) 本業務における対象施設の諸元は、次のとおりである。

施設項目	規格等	数量
羽鳥ダム	有効貯水量 25,950千m3 最大取水量 10.526m3/s ダム型式 ゾーン型フィルダム 流域面積 42.69km2 設計洪水量 288m3/s 総貯水量 27,321千m3 設計堆砂量 1,370千m3 堤高 37.09m 堤長 169.48m 堤体積 329千m3 洪水吐形式 非調節型横溢流方式	1カ所
日和田頭首工	フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=34.9m 最大取水量：8.907m3/s	1カ所
限戸揚水機場	フィクストタイプ全可動堰 堤長 L=23.0m (渦巻型φ400×2台、電動機200kw×2台) 最大取水量：0.600m3/s 送水路 L= 1.29km 口 径：φ700 型 式：SP管、FRPM管	1カ所
幹線用水路	最大通水量：8.907m3/s 口 径：φ1,350～2,600mm 型 式：鋼管、FRPM管、DCIP管、RC管 附帯工	L=21.29km

(2) 幹線用水路の最大取水量等は下記のとおりであるが、管内調査期間中は断水する。

区 分 \ 期 間	5月 1日から 5月15日まで	5月16日から 9月10日まで	9月11日から 翌4月30日まで	年間総取水量 千m3
日和田頭首工	8.907 m ³ /s	4.418 m ³ /s	0.321 m ³ /s	44,690

(作業条件)

第2-4条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(3) 現地調査を行う時期、日程等の詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。

(参考図書)

第2-5条

作業の参考にする図書は、設計共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-6条

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
関係図書	国営白河矢吹開拓建設事業 事業成績書	1 式
	国営限戸川農業水利事業 事業成績書	1 式
成 果 物	平成6年度 限戸川（一期）農業水利事業 幹線用水路地質調査業務報告書	1 式
	平成10年度 限戸川（一期）農業水利事業 幹線用水路信夫工区（その1）測量設計業務報告書	1 式
	平成12年度 限戸川（一期）農業水利事業 幹線用水路信夫工区（その1）補足設計業務報告書	1 式
	平成23年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 限戸川地区幹線用水路機能保全計画策定業務報告書	1 式
	平成25年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 阿武隈川上流地区・白河矢吹地区機能診断業務報告書	1 式
	平成28年度 〔復興〕用排水施設整備2801業務設計 限戸川地区報告書	1 式
	平成28年度 広域基盤整備計画調査 限戸川地区ほか施設長寿命化計画策定業務報告書	1 式
	平成29年度 国営施設応急対策事業 限戸川地区地区内導水幹線水路現況測量業務報告書	1 式
	平成29年度 国営施設応急対策事業 限戸川地区事業構想検討その他業務報告書	1 式
	平成29年度 広域農業基盤整備管理調査 限戸川地区水利状況調査その他業務報告書	1 式
	平成30年度 国営施設応急対策事業 限戸川地区事業計画検討その他業務報告書	1 式
	令和元年度 国営施設応急対策事業 限戸川地区事業計画補足検討その他業務報告書	1 式
	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 限戸川地区水利状況調査検討業務報告書	1 式
	令和2年度 国営施設応急対策事業 限戸川地区事業計画とりまとめ業務報告書	1 式
	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 限戸川地区水利状況調査検討（その2）業務報告書	1 式
	令和3年度 国営造成施設水利管理事業 限戸川地区水利状況調査検討（その3）業務報告書	1 式

	令和3年度 広域農業基盤整備管理調査 限戸川地区事業構想検討その他業務報告書	1式
	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務 限戸川地区幹線用水路機能診断業務報告書	1式
	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進業務 限戸川地区限戸揚水機場他機能診断調査業務報告書	1式
	令和4年度 地域整備方向検討調査 限戸川二期地区整備構想検討その他業務報告書	1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 限戸川二期地域事業構想策定その他業務報告書	1式
そ の 他	白河矢吹地区施設管理図	1式
	限戸川地区施設管理図	1式
	その他監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-7条

第2-5条、第2-6条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いるものとし、作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-8条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	関連業務	業務実施期間 (予定)
1	令和6年度地域整備方向検討調査 限戸川二期地域営農実態調査補足検討業務（仮称）	令和6年4月～ 令和6年6月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

また、詳細は別紙-1【作業項目内訳表】に示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
(設計業務)		
1. 資料の収集・整理	1式	
2. 現地調査	1式	
3. 受益面積調査	1式	

4. 営農計画調査	1 式	
5. 環境調査	1 式	
6. 用水計画調査	1 式	
7. 施設状況調査	1 式	
8. 概略効果算定調査	1 式	
9. 照査	1 式	
10. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-5条、第2-6条及び設計共通仕様書に示す参考図書並びに貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 関係機関からの聞き取り等が必要な場合は、事前に監督職員と調整を行うものとする。
- (5) 貸与資料、データ整理結果等の扱いについて、個人情報を含む場合には、プライバシーを保護し、業務履行期限後速やかにデータ等を裁断処分する。
- (6) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の内容を記載し契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する当該業務の技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回打合せには、管理技術者が出席するものとする。

なお、打合せ場所は、阿武隈土地改良調査管理事務所とし、打合せ時期及び回数については、次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（用水システムの概略検討段階）

第3回 中間打合せ（事業構想の検討段階）

第4回 中間打合せ（関連事業の検討・整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38-7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。
- (2) 第2-4条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合。
- (8) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (10) その他

第7章 業務の成果品質確保対策

(業務の成果品質確保対策)

第7-1条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の作業方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農林水産省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員等が、作業方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。

- ① 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認

を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- a) 作業条件・前提条件
- b) 業務計画の妥当性
- c) スケジュール
- d) 設計変更内容
- e) その他

② 会議の開催（事務所側の出席者等）については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、作業条件や施工の留意点、関連事業の情報、作業方針の明確化等について情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、受注者が速やかに業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第 8 章 業務管理

(業務管理)

第 8－1 条

1. 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第 9 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 9－1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙- 1 【作業項目内訳表】

(設計業務)

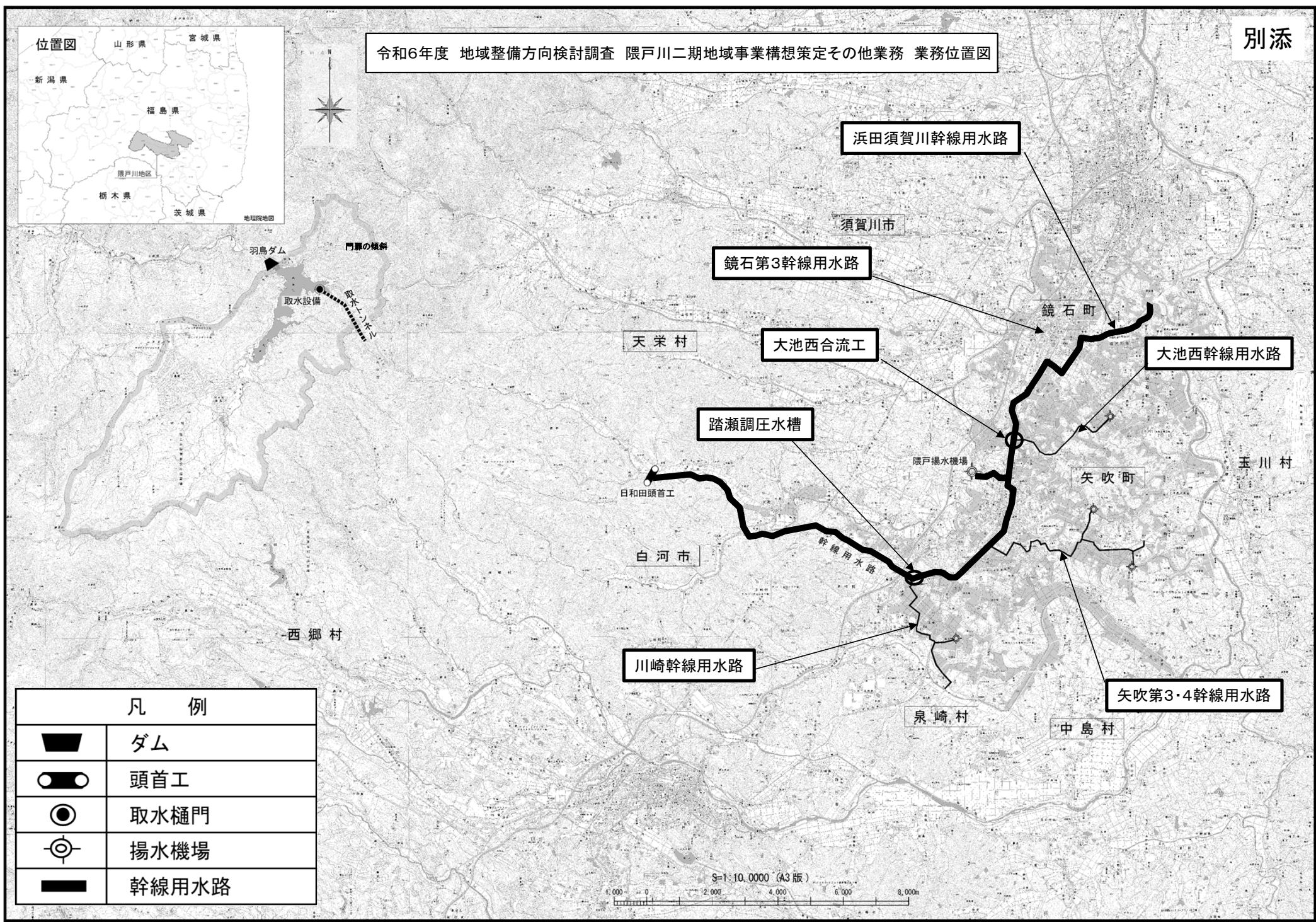
作 業 項 目	作業内容	業務 実施	備考
1. 資料の収集・整理	貸与資料を整理し、作業計画を樹立する。	○	
2. 現地調査	現地踏査により、地区内の地形・土地利用状況、対象施設の整備状況について調査する。	○	
3. 受益面積調査			
(1) 一筆調書の作成	過年度調査結果及び本業務での調査の結果を踏まえ、一筆調書（所有者、耕作者、住所、地目、地積等）を作成し、農地情報の土地情報と関連付けを行う。 また、一筆調書に法務局土地登記簿情報の追加を行い、（GISの属性データ※1の追加）一筆調書の整理を行う。 なお、作業に必要となる法務局土地登記簿の取得については、発注者が行う。	○	
4. 営農計画調査			
(1) 地域営農に関する資料作成	過年度調査結果を踏まえ、各種統計資料の更新及び関係市町村の営農状況と各種振興計画により振興方針を更新整理し、地域営農に係る資料を作成する。	○	
(2) 土地利用計画案の更新	上記3. (1)を踏まえ、本地域の営農振興方針及び水田畑利用に係る関係市町村別データ（令和元年度～令和5年度までの直近5ヶ年）を基に土地利用計画（案）を更新する。土地利用計画（案）の更新に係り、関係機関や学識経験者の助言を踏まえ検討を行う。	○	
5. 環境調査			
(1) 地域環境の概要整理	福島県環境基本計画、関係市町村の田園環境整備マスタープラン等から地域環境の概要を整理するとともに、環境情報図を作成する。 また、平成30年度 国営施設応急対策事業限戸川地区環境配慮基本方針検討業務報告書、関係市町村の田園環境整備マスタープラン、河川水辺の国勢調査等から、地区内における注目すべき生物等の候補種の整理を行う。	○	
(2) 環境配慮調査方針（案）の検討	上記5. (1)の結果を踏まえ、次年度以降実施予定の現地調査内容、調査スケジュール等の方針を検討し、環境配慮調査方針（案）の検討を行う。※2	○	
6. 用水計画調査			
(1) 用水計画諸元の補足整理	過年度整理した用水計画諸元を基に次期事業で想定されている一定地域に対応した用水計画諸元の補足整理を行う。	○	
(2) 計画水収支計算	用水計画諸元に対応した計画水収支計算を行う。	○	
7. 施設状況調査			
(1) 施設整備計画調査	地区内の主要施設について、過年度の機能診断結果及び維持管理計画を把握・整理するとともに、用水計画調査で概定した施設能力を要する経済的な施設の概略設計を行う。	○	
(2) 小水力発電施設構想検討	過年度の調査結果を踏まえ、小水力発電施設の構想検討を行う。（小水力発電施設検討箇所：羽鳥ダム、踏瀬調圧水槽、大池西合流工、計3箇所）	○	
(3) 事業構想の検討	過年度までの調査結果及び施設整備計画調査を踏まえ、次期国営事業の事業構想を整理する。	○	
(4) 関連事業の検討・整理	事業構想の検討結果及び前歴事業の関連事業を踏まえ、次期国営事業の関連事業の検討・整理を行う。 ①前歴事業計画時の関連事業計画図面を参考に関連事業地区計画平面図を作成 ②用水計画の整理（幹線補給水、地区内水源量の整理） ③管水路、反復ポンプ及び調整池計画と、区画整理、排水路、道路の概略検討 ④概算工事費、概算事業費 ⑤ポンプ経費の概算と再生エネルギー利用の概算	○	前歴事業の関連事業のうち事業未着手の16地区を想定
(5) 概算事業費の算定	事業構想の検討結果及び関連事業の検討結果を基に、概算事業費を事例単価等により概定する。	○	
8. 概略効果算定調査	過年度業務報告書（令和元年度応急対策事業費用対効果分析）及び貸与する総便益データを基に、諸係数の更新等を行い、概略効果算定を行い、総費用総便益比の算定を行う。	○	

9. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
10. 点検とりまとめ	各作業項目について点検・とりまとめ及び報告書作成を行う。	○	

※１：農地情報（GIS属性データのレコード数）は、約30,000筆程度。

※２：環境配慮調査方針（案）については、PowerPointで作成するものとする。

令和6年度 地域整備方向検討調査 限戸川二期地域事業構想策定その他業務 業務位置図



凡 例	
	ダム
	頭首工
	取水樋門
	揚水機場
	幹線用水路